

令和 7 年

健康福祉委員会

6月16日

豊明市議会

健 康 福 祉 委 員 会 会 議 錄

令和 7 年 6 月 16 日

午前10時00分 開会

午前11時09分 閉会

1. 出席委員

委 員 長	岡 島 ゆみこ	副委員長	中 堀 りゅういち
委 員	鵜 飼 貞 雄	委 員	服 部 龍 一
委 員	林 ゆきひろ	委 員	堀 内 ち ほ
委 員	清 水 義 昭		
議 長	近 藤 ひろひで		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加 藤 健 治	議 事 課 長	深 草 広 治
庶務担当係長	福 田 悅 子	議事担当係長	矢 野 佑 輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	小 浮 正 典	副 市 長	小 串 真 美
健康福祉部長	塚 本 由 佳	経済建設部長	星 子 恭 士
地域福祉課長	小野寺 良 夫	長 寿 課 長	今 枝 翼
健康推進課長	川 原 静 恵	こども保育課長	小 川 正 寿
指導保育士	柴 田 美由紀	指導保育士	鈴 木 祐 見
保険医療課長	近 藤 有紀子	都市計画課長	中 田 勝 次

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
いとう ひろし	武 谷 としお	郷右近 修	三 浦 桂 司
一 色 美智子	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

2 名

午前10時開会

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますようどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ありがとうございました。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） お願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ありがとうございました。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は、自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席をお願いいたします。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合は出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以上とし、委員会におい……。

（以内の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示

を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第55号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 国保の改正ですけども、上限の限度額の改正で今回あるんですけども、国の基準と全く同じ金額に改正しているかと思いますけども、まず、これ、市の裁量でこの限度額は決めるのかどうか、お願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁をお願いします。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 地方税法の施行令のほうでこの金額は基準として定められていますが、できる規定となっておりますので、そこには一定の市の裁量が発生いたします。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の限度額引上げ、これ、条例の中、見ると、令和7年の4月1日ということで4月1日に遡及するような形になってるんですけども、なぜ、これ、3月の改正のとき、3月のときに税率を改正したと思うんですけども、そのときに一緒に改正はしなかったんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁をお願いいたします。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） まず、1点目でございますが、委員がおっしゃられますが、地方税法施行令の改正は、毎年3月末でございます。市の裁量が発生いたしますので、専決案件でもないため、国基準の1年遅れで課税限度額の引上げを行ってまいりました。今年度につきましては、国基準と同一年度でそろえることとしたため、6月とさせていただいております。

なお、もう一点でございますが、なぜ4月に遡及してということでございますが、7月課税算定ではございますが、国保税は4月から翌年3月分までの年度単位で国保税額を算定することにより遡及とさせていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認ですけど、今まで3月の税率改正のときに限度額も一緒に改正してたときもあると思うんですけども、3月ではなくて今回っていうのは、なぜですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）答弁お願いします。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）先ほど説明させていただいた内容と重複する点がございますが、3月末で施行令の改正となります。専決案件でもありませんので3月では上げられず、5月の専決のほうでも報告が適切でないため、6月とさせていただいております。

では、なぜ、今年度から国基準に合わせて6月で上程させていただき4月に遡及したかという点につきましては、令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が施行となることが、1点、ございます。それによりまして、課税限度額につきましては、現在、医療に関する基礎課税分、後期支援分、それから、介護納付分と、1年遅れで今まで国基準にそろえてまいりましたが、令和8年度より新たに子ども・子育て支援金分が加わることによって、その中で差異が生まれることのトラブルを避けるために、今年度、国基準にそろえさせていただいたという点が、1点ございます。

それと、もう一点、将来的に保険料水準の統一方針にそろえるということで、県で多くの保険者がそろえている国基準に合わせたというのも、もう一点、ございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この金額の幅、見ますと、後期高齢分が4万と、結構大きく上がってるんですけども、その理由は分かりますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）答弁お願いいたします。

近藤課長、すみません。

○保険医療課長（近藤有紀子君）まず、後期支援分が4万という点につきましては、22万円が令和5年、1年遅れてございましたので、今、豊明市は22万円となっております。その間、今回、2年分そろえる形になっておりますので、2万ずつ上がっているというこ

とで、4万円となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 対象世帯、今回、限度額が上がることで国保税が値上がりする世帯がどのくらい、何世帯あるかっていうことと、市の税収は、どれくらい増加しますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）答弁お願いします。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）影響世帯数ということですが、影響額と併せてお答えさせていただきたいと思います。これは、令和6年度の対象者ベースで、令和7年度税率、令和7年度軽減判定基準での試算になります。

まず、基礎課税分につきましては、143世帯が1万円上がる形になります。また、同じく基礎課税分で、9世帯が1万円までの増、後期支援分につきましては、97世帯が4万円までの増、14世帯が4万円までの……。申し訳ありません、97世帯が4万円の増で、14世帯が4万円までの増、19世帯が2万円までの増となっております。

今回の改正によりましての税額の軽減後の調定額でございますが、598万円と試算しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

以上で……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 限度額に達する世帯の世帯収入っていうのは、どのくらいかって、大体分かれます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）答弁お願いします。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）今回の改正後の額で一人世帯という条件でお答えさせていただきたいと思います。

基礎課税分については854万円、後期支援分につきましては1,080万円、介護納付分につきましては797万円と試算しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは、協会健保とか、ほかの共済組合とか、ほかの保険との比較検討っていうのはされてるのか、どれぐらい違うか分かりますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） もともとこの制度につきましては、本会議場でお答えさせていただきましたとおり、被用者保険とのバランスを取るために国基準を変更していくものでございます。ですので、逆に、国保のほうから見てというよりも、被用者保険の標準報酬月額の最高等級に該当する割合が1.5%と設定されていることに対しまして、国保のほうも試算を国が推計を行った結果、それにそろえるということで基準額を変更していくものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手お願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第55号の国保の改正ですけど、反対の立場です。

年々国保税、引き上げられていて、限度額もほとんど毎年のように上がっているというような状況ですけども、今回、限度額の改正ということで、対象は高所得者の方で、低所得者だったりとか中間層の引上げを抑制するということも言われているんですけども、限度額が引き上げられる世帯、先ほどでいうと850万ほどの人も引き上げられるということなんんですけども、やはりそういった方でも、子どもがたくさん、何人かいらっしゃると均等割の関係もあってさらに達する年収というのは下がって、もっと少ない年収で限度額に達してしまうというような状況があります。

さらに、国保の加入者で、こういった高所得、850万ほどあるというと、例えば、自営だったりとかフリーランスとかそういうことが考えられますけども、こういった方は、年によって年収が結構違ったりとか、そのときによって非常に生活が厳しいというような声も聞いたことがあります。

昨今、物価高で、これ、最大でいうと年間109万ということに国保税がなるんですけども、収入の1割強もこの国保にかかるというのは、非常に厳しい状況かなというふうに思います。

本市は、これまで、急激な負担増にならないように1年遅れで限度額も変えてきたとい

うようなこともあるかと思うんですけども、やはり今回、後期高齢のほうは4万ということで急激に上がるというところも、やはり影響のある世帯、百何十世帯、先ほどあると言いましたけども、そういう方には大きな負担かなというふうに思います。

しかも、市は、これまで限度額を国基準よりも低く設定してきたというような背景、昔はそういったこともあったというふうに聞いておりますけども、今現在は、国基準ともう本当にぴったりで、国へ追従するような形でどんどん国保税を上げているというような状況です。

そもそも国保の制度自体が、やはり増え続けているこの医療費を低所得者の方が多いという限られたそういう被保険者の中で負担し合うというような状況で、既に制度上、かなり限界に達しているのかなというふうに思います。やはり協会健保とかほかの組合のと比べて非常にやはり不公平。協会健保ですと企業のほうが折半するというような形になっておりまし、掛金等も考えても非常に不公平かなと思いますので、やはり市としては、そういうことを考えて、不公平感を解消するように、繰入れなども含めて国保税の限度額、これもやっぱり引き上げないようにしていくべきだというふうに私は思いますので、この議案は、反対であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 議案第55号、国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

もうそもそもが、こちら、地方税のほうの改正ということでございますんで、それに豊明市が合わせていくということですが、そもそも、もう社会保障の財源というのは、もう逼迫してゐる状態でありまして、何かしらで動かないと、あ、じゃ、駄目だ、これも駄目だつったら、そもそもその社会保障制度自体が破綻してしまう。これは、もう足並みそろえて、全部のこの地方、都道府県っていうのがやっていかなければいけない中の1つで今回出てきているものですし、この体制を維持するために今回やっているということであれば、それも、もちろん高所得者の方がメイン、もちろん、先ほども言われましたが、この方たちもね、大変なことにはなるんですけども、どうしてもこの医療制度を守っていく、構築していく、この土台というものが必ず必要になる、こうした状態の中では、いいのかなと。制度上の限界と、先ほど、ちょっと反対のほうでは言われたんですけど、まさに、これ、賛成の意味で、もう制度性の限界に来ているのではないかというところでは、私は、そちらのほうでは味方しておりますんで、しっかりとこれは条例に従ってやっていただいて、安定したこの社会保障の体制づくりというのを今後も進めていただければと思

います。

以上をもって、賛成といたします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）賛成多数であります。よって、議案第55号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 豊明市保育所保育の実施条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

小川こども保育課長。

○こども保育課長（小川正寿君）それでは、議案第57号 豊明市保育所保育の実施条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、愛知県第二子保育料無料化等事業費補助金交付要綱の制定等に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

別表の備考、第4項中、「3人」を「2人」に、「3番目」を「2番目」に、「D8階層」を「D9階層」に改めます。

この改正により、保育料の軽減を第三子以降から第二子以降に、また、D8階層からD9階層に拡大を図るものでございます。

なお、附則とし、この条例は、令和7年10月1日から施行し、経過措置として、令和7年9月以前の保育料は、従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回のその条例改正で第二子以降の方の保育料が半額になるというような条例改正だつていうふうに認識してるんですけども、この57号の1ページ目の説明のところを見ますと、愛知県のこの補助で、第二子保育料無料化等事業費って書いてある

んですけど、無料化ではなくて半額なんですかね、その辺りの……。この補助要綱は、そういうふうになってるんですけど、ちょっとその辺り、説明をお願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いいたします。

小川こども保育課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 第三子以降も同じだったんでございますが、階層によって無料の方と半額の方が見えるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっとその階層、どの階層が半額で、どの階層が無料になるのか、説明をお願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 豊明市は、AからD 9階層まで13階層に分かれておりまして、A、B階層は、基本、ゼロ円になっております。ですので、CからD 3階層については、第二子以降が無償化、無料化になります。D 4階層からD 9階層まで、一番下まで半額になるというものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 捉え方、ちょっと確認したいんですが、今までがD 8だったっていうことで、30万円までの人対象になっていたものが、今回は、もう所得制限がなくなる、取扱われるっていうことでよろしかったですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 市の独自で補助しますので、全員が第二子以降であれば対象になるというものでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、D 4以降の層の方が半額ということなんですが、これ、他市町、愛知県内の他市町見ますと、それも無料化しているところも幾つかあるんですけども、それは今回は検討しなかったんですか。

それから、その場合って、愛知県のこの補助は対象にはなるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 保育料の無償化については全国でいろんな議論がされております。今回、愛知県が第二子以降無償化、無料化に伴い、我々もいろんな検討をした中で、豊明市として独自のD 9階層を加えた改定をしたものでございます。

それで、すみません、もう一度……。

（補助の対象になる方、無料化じゃないの声あり）

○こども保育課長（小川正寿君） 愛知県の対象は、基本的にはD 8階層までの、先ほど申しましたCからD 3までは半額分、そして、D 4からD 8までは、半分の2分の1が県の補助対象となります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと確認なんですけども、県の補助っていうのは、半額にした分の半分の金額のさらに半分の金額が補助で、残りの半分は、市が負担して半額にすると、そういう理解でいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにござい……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、ちょっとお聞きしたかったのが、県内で近隣市町で無料にしてるところもあると思うんですけども、その場合も、4分の1、県が補助を出して、4分の3、市が負担すると、その場合は、そういうふうになるってことですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 県の補助が当たらない部分は、市の単独事業となります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その第二子以降を無料化しているような県内の自治体って、どのくらいあるかって、把握されてますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 第二子以降完全無償化をされているのは……。第一子からやられてるところもございますので、それを含めて、9市町ございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それをこの本市で実施するとどのぐらい予算がかかるかっていうのは、試算されてます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） そこまでの試算はしておりませんが、基本的に、今、D 9を加えましたけれども、財源論抜きでなかなかできないなというところはございます。第二子以降無償化をするに当たっては、相当の金額がかかるというのは試算してなくても分かるところでございますので、今、できるところで拡大をしたというものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、第三子も、このD 4からD 9は半額ということなんですね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長

○こども保育課長（小川正寿君） そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、その第二子をこういった補助を受けてすることと併せて、そのせめて第三子以降はというそういう検討は、されなかったのかと、その辺の財源は、確認されてるのか……、財源というか試算はされているのかっていうことは。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 概算ではございますけれども、今、第三子以降無償化の部分でいうと、対象が30人ぐらいで、県の補助が300万ぐらい当たっております。という

ことで、対象は広がらず、逆に、補助が当たらない部分が出ますので、倍近く、300万の600万近くが市の持ち出しになると、三子を無償化するだけで、完全にするだけでそれぐらいはかかるんだろうと。対象が拡大をしてないというところもございますので、今回は第二子にし、今までかかってないD 9階層を含めたというものでございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この県が第二子の保育料の補助、これ、市町へのこの半額等したときの補助を決めたのは、いつ頃かって分かりますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 愛知県知事が記者発表したのは、令和6年10月になつております。実際に要綱が改正されたのが2月、県の2月議会を経て改正されておりますので、それを受け我々も条例改正をしたという流れではございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 県の補助が出るタイミングと合わせて下半期の部分でっていうところで、それで今回ということだと思うんですけど、他市町、そういった県知事の昨年の秋頃に発表されたのを受けて、4月1日の予算化に向けてやっている自治体もあるんですけども、そうすると、当初予算、これ、補正を前提になってるこの条例改正なんんですけども、そうすると、当初予算で4月からっていうところもあるんですけども、そういうのも検討はされなかつたんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 県の条例が実際には3月31日に……。県の要綱ですね、要綱のほうが3月31日に制定されております。ですので、それを受け、通常のスケジュールであれば、6月議会というところでやっております。

当初でやられたところ、近隣でいうと大府市さんがございますけれども、実際には、当初ですと、算定がもう1月ぐらいにはほぼ確定している状況ではございますので、そうすると、見込みでやってるというような状況もありましたので、我々としては、確定を受けて上程したというものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今のところで、結局のところ、その県議会のほうが通らないことには、その確定ができないよ。なので、無責任なその予算の要は組立てができないから、こういって今の今回の6月議会のほうでの上程という、そういう認識でいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） そのとおりでございます。

（そりやそうだわの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 57号の条例改正ですけど、子育て世帯の経済的な負担軽減という観点で賛成といたしますけども、ちょっと幾つか申し上げたいことがあるので、申し上げます。

やはり、いろいろ、今回、質問させていただきましたけども、もう少しその第二子以降とか第三子以降の無料化の検討を踏み込んでいただきたかったなというふうに思います。多子世帯への負担軽減ということで。他市町、4月から実施している自治体も幾つか見られましたし、今議会で提案して、県で通ってからということではあるんですけども、市として本当に必要であれば、県がこういった補助を出すということではなくて、常日頃から子育て世帯の負担軽減を考えて、提案というか検討していただきたい。

先ほど、財源もいろいろお聞きしましたけども、今回で市の負担が900万で、高所得というかD9層を含めると、その部分での市の負担は350万ぐらいだったかなと思います。第三子以降だとプラスで600万ということではあるんですけども、その辺も含めて、もっと検討していただきたいと。

本当に、他市町見ますと、いろんな市町が、もう第三子以降もやってるところもありますし、二子以降、あるいは、全部の未満児の無料化を実現しているところも幾つかありました。

本市、これから区画整理もあって、子育て世帯の受入れを積極的に進めていく時期でありますし、子育てしやすいまちということでアピールしていく必要があると、こういった施策も他市町よりも先手先手で実施していく必要があるという。こういった半期で補助が出てからというのは非常に動きが遅いかなというふうに感じますので、ぜひ今後、積極的

にこういった子育て世帯の負担軽減を考えていただきたいということを申し上げて、賛成の討論とします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、議案第57号について、賛成の立場で討論いたします。

子育て世代の方に関して言うと、本当に手を挙げて受け入れたいような、そういういい取組だと思います。

1点、その県のほうでの補助が出るということで、やはり県のほうでの確定がしない限り、我々、今の豊明市のように交付団体である以上、また、税金、要は市が使えるそのお金というものは潤沢にあるわけではないというか、ある程度限られた中での予算配分もしているわけなので、そういったところで、もう1,000万以上の負担を強いられるっていうことからも考慮すると、今回の6月での上程、なおかつ、そこでの議案が通るということは理にかなってるかなと思いますので、その点を含めて、賛成といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成です。

1点だけ。これ、施行が10月1日以降になって、今、入所している子に対しては従前の例っていうことで前の保育料がかかってくるわけで、10月1日以降に入所した方が対象でこの減額というかされるよというようなことが誤解を生むといけませんので、分かりやすく説明するような形で周知していただければと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第58号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第2号）に係る本委員会所管分のうち、地域福祉課分を御説明させていただきます。

最初に、歳出予算を御説明いたします。

補正予算書は、10ページをお開きください。

2段目の表中、3款1項1目 右側に記載の2 福祉推進事業の説明欄、消耗品費3,000円及び通信運搬費4,000円、手数料210万円は、相続財産清算人選任申立てに必要となる経費について計上したものであります。

11ページをお開きください。

3段目の表中、3款3項1目 右側に記載の1 生活保護事業の説明欄、電算関係委託料187万円は、国による生活保護費の基準改定等に伴って、既に本市が導入している生活保護基幹システムの改修に要する経費について計上したものであります。

続きまして、歳入予算を御説明いたします。

予算書は5ページをお開きください。

2段目の表中、上から3番目、14款2項2目 右側に記載の5 生活保護費補助金の説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金93万5,000円は、歳出で御説明いたしました11ページに記載の電算関係委託料187万円に係る国からの財源手当て2分の1相当分となります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ちょっとごめんなさい、今枝課長、すみません。

○長寿課長（今枝 翼君） 続きまして、長寿課所管分の補正予算について御説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

10ページ、下から2段目、3款1項2目 老人福祉費の右側の表、8 介護保険特別会計繰出事業49万5,000円の増額は、介護保険特別会計の制度改革対応のためのシステム改修費に係る増額補正に伴う繰出金です。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、令和7年度豊明市一般会計補正予算のうち、保険医療課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の説明となります。

補正予算書10ページを御覧ください。

最下段、4目 福祉医療費でございます。福祉医療事務事業で178万1,000円の増額は、制度改正等の事務により必要となることから、会計年度任用職員を雇用する予算でございます。

歳入については、ございません。

以上で保険医療課所管分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 続きまして、こども保育課所管分につきまして御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、11ページを御覧ください。

2段目の表、3款2項2目 保育園費でございます。

右側、補正額の財源内訳欄を御覧ください。

愛知県が10月から保育料の軽減を第三子以降から第二子以降に拡大することに伴い、市の単独の減額を含め、保育料の減額分は、その他741万9,000円となります。

国県支出金は、県からの補助金287万3,000円となり、その差額454万6,000円が一般財源で、財源振替となるものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、補正予算書5ページを御覧ください。

上段の表、12款1項1目 説明欄、保育園運営費負担金741万9,000円の減額は、第二子以降の保育料軽減等による保育料の減額分となっています。

次ページ、最上段、15款2項2目 民生費県補助金、説明欄、第三子・第二子保育料無料化事業費補助金287万3,000円の増額は、事業拡大に伴う県からの補助金となります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） それでは、健康推進課所管分につきまして、歳出の御説明をいたします。

補正予算書の11、12ページを御覧ください。

4款1項3目 1 健康推進活動事業281万2,000円の増額です。育児休暇の延長により、会計年度任用職員保健師1名を雇用するため、報酬手当等を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 10ページの一番最初の福祉推進事業で手数料の辺りのところですけども、先ほど、説明で相続財産清算人選任申立てということで説明いただきましたけども、今回、このようなことを行う背景とか必要性を少し説明をお願いしたいです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） このたびの選任につきましては、市内で発生した火災によって身寄りがなく亡くなられた方の被相続人が残した財産を適切に処分をしたいという思いからでございます。

また、対象とする財産のうち、建物になりますが、火災により全焼したもの、中途半端な状態で残ったままと実はなってございます。これを解体しなければ近隣住民に対して影響を及ぼしかねない状況であると判断したことから、このたび、相続財産選任の申立てをしようとするものであります。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 今のちょっと関連になると思うんですけども、これは、何人分とかそういう人数分とかの金額が含まれているんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 予算といたしましては、被相続人3件分を予定をしてございますが、具体的に執行する、確定しているものといたしましては、先ほど申し上げた火災案件としては2件でございます。今後、このようなことが起こる可能性を想定して、3件分を予算措置させていただいたものであります。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、民法と空き家対策の特別措置法の改正で市が相続人財産の清算人の申立てができるようになったということがあると思うんですけども、そうすると、今後、その身寄りのない世帯っていうのが、今後、増えていく可能性があって、そのときに相続放棄して空き家になるっていうケースって、結構あるような気がするんですね。毎回、これ、市としては、こういった相続財産清算人の申立てというのはされる予定なのか、

どういうふうに考えてますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 先ほど、委員からお話がありましたとおり、法律によって空き家等につき、その適切な管理のため特に必要がある場合につきましては、相続財産の清算人の選任を請求することができると、そもそもそういうような立てつけになつてございます。

今回のケースにつきましては、先ほども御説明させていただいたとおり、火災により全焼したものの、中途半端な状態で残ったままの建物、これを早急に解体をしなければ近隣住民に影響を及ぼしかねないということから判断をしたということで御理解をいただければと思います。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、改定だと、市としては、できる規定になってるということをちょっと聞きましたけども、逆に、市が申立てをすることによるリスクなんていうものもあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 全ての案件を相続財産清算人を申し立てるということは必ずしも得策だというふうには考えていない部分もございます。今回のケースについては、市の債権そのものを回収をしようというのもございますし、相続財産精算人によつて財産を換価することによって適切に処分ができる、余剰となつた財産についても国に帰属できると、そういう算段が見込めることから、このたび、選任に踏み切つたというところでございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 この案件っていうのは、その滞納案件があつたんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） まずは、葬祭扶助について、これは回収しようというものがございます。また、この部分については、共有名義となってございますので、税のほうでも若干の滞納があつたというふうにはお聞きをしております。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の件で、そういう建物の近隣への影響とか、それから、滞納があるかどうかとか、その辺りが市の判断基準になってくるっていう、そういうふうでよかったですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） この案件につきましては、庁内の中で議論を重ねてまいりました。最終的に選任の申立てに踏み切ったというのは、今、委員からお話があつたとおりであります。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

以上でいいですか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと違う件で、10ページ、下の福祉医療事務のところですけども、これ、会計年度さんだと思うんですけども、これ、増員する理由と、その方の勤務日数と時間は、どのくらいでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） まず、勤務日数と時間からでございますが、勤務日数につきましては、週5日、180日で、時間につきましては、9時から4時の6時間を想定しております。

今回、計上させていただいて、実際担っていただく業務につきましては、福祉医療助成事業の現物給付化に向けた準備事務と、後期高齢者医療の窓口が非常に増えておりますのでその窓口対応、それから、福祉医療や自立支援医療といった精神を対象とする方の窓口業務も増えておりますので、その対応ということで考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、11ページのほうの一番下の各種診断等業務で、これも会計年度さんが増えてるんですけども、これも、理由と勤務日数、時間がどのぐらいか、お願いします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 4月に育児休暇より復帰予定の職員が2月に育児休暇の

延長の申出があったためです。

勤務日数につきましては、令和7年の7月から3月まで、週5日、7.5時間を計上しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと、これ、お聞きしたいんですけども、育休の方の代替職員っていうことなんですけども、正規職員の場合は7時間45分で、先ほど7.5っていうことなんですけども、業務量としては、これ、正規職員と同じになるんじゃないですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） おっしゃるとおり、計上しているのはその7.5時間を計上しており、時間外の勤務ということもあり得るっていうことで計上させていただいておりますが、基本的には、正規職員と同じ時間数を考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと人事の関係にちょっと関係するかもしれないんで、ちょっと副市長のほうがいいかもしれないんですけども、そのパートタイムの会計年度にするために15分だけ短くするっていうのは、この国のこの制度上、会計年度の制度と趣旨が合わなくなってくるんじゃないかなと思うんですけども。いろんな待遇が15分切ることで変わってきちゃうんですけども、この辺りは、どういうふうな市としては方針なんですかね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小串副市長。

○副市長（小串真美君） 今回の件につきましては、今、課長が説明したとおり、急遽、育休からの復帰がないということで、さらに保健師という資格も要るもんですから、そういう方を募集にかけるということで、今、申し上げたような時間帯でやっておりますけれども、今、御指摘のあったような趣旨は、当然、遵守していかなきやいけないもんですから、その辺はしっかり守ってやっていきます。ただ、結果として、今回、予算要求については、今、説明があったように7月以降で職員と同じ時間帯を要求させていただいておりますけれども、そもそもそういった方が採用できるかどうかかも分かりませんし、保健師さんは、会計年度を意図して選ぶ方は、やっぱり子育て中の方が多くて、それが終わればしっかり復帰するっていうパターンが私が見えてると多いかなと思いますので、現実的には、今、心配されたような形の雇用は、ないのかなというふうには思っております。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 心配といいますか、今、先ほど、7.5時間っていうふうで聞いたので、正規職員、業務量が同じだとすると、7時間45分が通常じゃないかなと思うんですけど、なぜ15分だけ削ってるのかなというところなんですけども。

（もう一度。すみません、申し訳ないですの声あり）

○林 ゆきひろ委員 いいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）はい。

○林 ゆきひろ委員 7時間……。先ほど、会計年度の方、7時間30分でっていうことで、これ、予算計上されてるんですけど、正規職員だと7時間45分ということで、その育休の代替の職員ということは業務量が同じだと思うので、そうすると、7時間45分で入れるべきなんじゃないかなと思うんですけども、何で15分削って入れてるのかなというところですけど。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）小串副市長。

○副市長（小串真美君）おっしゃること、分かりました。そういう意図で計上しているわけではなくて、全く同じ勤務時間についていることではないので、もしそういうことであれば、それは正職員を雇用していかなければいけないもんですから、あくまでも、その隙間の部分を会計年度さんで業務を補つてもらうっていうところは、会計年度さんを雇用する趣旨としてそれは同じですので、そういうところで、今、7.5ということを上げさせてもらっています。それを15分削ることで会計年度さんと正職員の差をわざと生んでいるということは、一切ございません。

終わります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号のうち、本委員会所管部分については、原案と……、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号 令和7年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で今枝長寿課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 特会のシステム改修が上がってるんですけども、まず、どういう制度改正があつて、これ、改修するんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁お願いします。

今枝長寿課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 制度改正の内容でございます。内容としましては、高額介護サービス費、施設入所時の食費、居住費に係る負担限度額について、それぞれ所得区分が見直されるものに伴いシステム改修を行うものです。具体的には、老齢基礎年金の満額支給額の引上げに伴つて、年金収入額80万円以下という区分について80万9,000円と直す、そういう改正になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 年金収入分が80万から80.9万になるっていうことなんですが、そうすると、介護保険料の所得段階も、その年金等の80万っていうラインがあると思うんですけども、それは変わらないんですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 塚本課長。塚本課長。すみません、今枝課長、申し訳ない。申し訳ないです。

○長寿課長（今枝 翼君） 介護保険料の所得段階についても同様に、こちらは4月改正において、80万円を80万9,000円とさせていただいたところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ごめんなさい、それは、今回のシステム改修の中では入ってない。もう過去、もうやったってことなんですかね。それでいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかには。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、言ったその2点の高額介護のサービスと居住費等のところで9,000円の引上げ、システム上っていうことなんですけども、それで改修費用が99万円、約100万円ほどになってるんですけども、その理由、それだけでこれだけかかるんですか。それから、この契約っていうのは、随契になってるんですよね。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁願います。

塚本課長……。申し訳ないです。今枝課長。

（場所、変わつてもらえばいいの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） すみません。今枝課長、どうぞ。

○長寿課長（今枝 翼君） システム改修の内容を御説明させていただきます。先ほど、委員は、そこの基準が見直されるだけというふうにおっしゃったわけですけれども、その高額介護サービス費負担限度額認定のこの基準について変更するときに、影響は基準の一部に単に上書きされるだけにとどまらず、4月以前のものとは異なる計算式を据え付けるものになりますし、介護保険の制度上、過年度請求や過去の所得情報の変更にも連動するものでありますので、影響は多岐にわたります。そういういた内容から、金額は適正であるというふうに判断して計上させていただきました。

2点目の御質問ですね、随意契約かという御質問でございますが、こちらは、現在のシステム保守業者との随意契約を想定して計上させていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手お願いします。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入りますので、陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

ここで、職員の入替えのために暫時休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前10時56分再開

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

初めに、陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願ひいたします。

塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 特にございません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えしていただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情の中に保育士の配置基準が書かれているのでちょっとお聞きしたいんですけども、これ、ここに書かれているのが、本市は、例えば、4歳、5歳児が25対1、3歳児が15対1、それから、1歳児は、ここに書いてないんですけども、配置で5対1なんですよね、確か。これが、本市は全園できるのか、あるいは、民間もできているのか、把握されてますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 答弁願います。

小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 豊明市においては、民間園も含めて、先ほど委員が申

した配置基準を満たしております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと確認で、ここに1歳児の保育士で、結構、複数の要件があるってあるんですけども、こういう厳しい加算の条件があるけども、民間もそういうふうに加算して配置されてるっていうふうでいいですか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 豊明市については、1歳児、5対1で配置しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、公定価格が10.7%引き上げられたっていうことで、いろいろその処遇改善の加算等がこれまでされてますけども、市の保育士については人勧で適切に上げていると思うんですけども、民間の保育園の保育士も、同様にというか、ちゃんと加算で上げられているかどうか、賃金台帳とか給与明細等で確認っていうのは、できるんでしょうか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 給付に関しては、実績報告、給料のところも含めて出しているいただいておりますので、それをもって確認をさせていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） いいですか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、この陳情の一番下の3の両立支援のための子の看護休暇っていうのがある、書いてありますけども、これ、まず、市の保育士さんの場合は、これは、有給でしたっけ、無給でしたっけ。

それから、民間のほうは、有給か無給かっていうのは把握されてますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 公立てございますけれども、正職は有給です。会計年度さんは無給になります。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 民間園のほうは、どうなってるかって分かりますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君） 民間の部分については把握しておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第5号ですけども、採択の立場です。

日本は、いろいろ言われてますけど、この世界の中の先進国の中でも、保育士で見る子どもの数っていうのは、かなり多い国と言われています。先進国のO E C D加盟国の中での調査で、子どもの数、平均3歳から5歳児で18人という結果、ここにも陳情にもありますけども、欧州の先進国と比較すると約2倍の差があるというようなことです。実際、災害時で考えてみると、保育士さん1人で、4、5歳児25人を見る、そして、1歳児を1人で5人見るっていうのは、非常に困難な状況かなというふうに思います。

やはり日本は、配置基準が結構厳しいために、配置よりも多く保育士さんを配置して努力されてる、そういう保育園も結構あるそうで、その影響もあって、なかなか民間の保育園だと賃金が上げられないというような実態もあるそうです。しかも、そういう先進国の調査の中では、保育士さんの労働時間が日本が最も長く、給料の満足度も下から2番目という結果が出ておりました。確かに公定価格が引き上がっててるんですけども、産業の全産業平均で比較すると、まだ下回ってるような状況で、まだ不十分なのかなと思います。

それから、この3番目の子の看護休暇についても、正規の方は有給で取得できるんですけども、先ほど会計年度さんは無給ということで、そういうこともありますし、さらに、民間のほうも、有給か無給か分からんんですけども、そういうような状況で、なかなかそもそも有給によるその代替職員の配置が財政措置がないからというところもあると思うんですね。そういうところも、今後、措置が必要なのかなというふうに思います。

そのようなことで、議会としては、そういう保育の環境の改善、これを国に求める意見書でありますので、必要性を強く感じますので、これ、採択で行きます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 陳情第5号、不採択の立場で討論させていただきます。

これ、国のはうでも、もう既に保育の質の向上等のために保育士の配置の改善は図つてくことが重要ということで取組が強化されております。昨年の6月にこども未来戦略方針ということで、幼児教育・保育の質の向上ということで、公定価格の改善、また、保育人材の確保、待機児童解消ということで、施策との関係を整理しながら取組を進めております。

あと、1歳児及び、先ほどもありましたけど、4、5歳児の職員の配置基準については、1歳児は6対1から5対1、4歳児、5歳児については、30対1から25対1っていう形で改善することとされております。

あと、また、保育予算についても、令和6年の補正予算と令和7年度の予算におきまして、前年度比2,125億円をプラス考えております。

既に政府としても教育の質の向上及び財源確保に努めております。また、適切な措置を講じておるということで、不採択とさせていただきます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第5号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 賛成少数であります。よって、陳情第5号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願ひいたします。

塚本部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君） 特にございません。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この陳情にあります市内の介護施設と、あと、障害福祉サービスの

施設で、夜勤で1人夜勤っていうのがあるのかどうかっていうその実態って分かりますか。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） ありがとうございます。介護事業所のほうを説明させていただきます。

市内のグループホーム、こちらは4施設ございます。陳情中は小規模多機能施設とあります、こちらは1施設あります。それぞれ基本的に1ユニット1名というのが夜勤の体制でございますので、基本的には、その基準を満たすような形で配置しておるというふうに把握しております。

以上です。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 障がい者を対象にしたグループホームでございますけれども、市内には9施設ございます。

グループホームには様々な形態がございますけども、夜間の配置というのは、決して義務づけされているものでもない、そういう施設もございます。しかしながら、市内の状況を見てみると、夜間の配置については適切に配置をされてるという実態は確認をしております。ただ、複数配置かどうかというところで、複数配置をされてるところもあれば、1人での対応という施設もあるということでございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の説明ですと、障害福祉のほうは1人勤務もしてるとこもあるということなんんですけど、介護のほうは、1ユニット1名ということは、1人で夜勤というところもあるっていう、そういうふうに理解していいです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 今枝課長。

○長寿課長（今枝 翼君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手お願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第6号ですけど、採択です。

介護施設、それから、障害福祉のサービスの施設で夜勤の体制、この陳情の冒頭にもあ

るよう、1人で夜勤勤務というふうになると、やはり何かあったときに対応ができない、また、利用されてる方も非常に不安な状況、状態かなというふうに思います。こうした状況を改善するためにも国が報酬単価の引上げであったりとか夜間の配置基準の改善、これが必要ではないかなと思います。

この陳情についても、議会として真摯に受け止め、意見書を提出すべきというふうに思いますので、本陳情は採択といたします。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 陳情第6号ですね、不採択の立場で討論します。

この内容を見ますと、人員の配置の配置基準を一律に引き上げるっていうことなんですが、これ、特に小規模の施設になると、どうしても1人になるというケース、夜勤、1人になるっていうケースもあるとは思うんですが、施設によっては介護職員等が現状よりもさらに必要となるっていうことになって人材確保がより困難になるというふうに考えられます。結果として、安定的なサービス提供に影響を与える可能性も出てくるということで、不採択とさせていただきます。

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第6号は採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）賛成少数であります。よって、陳情第6号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（岡島ゆみこ議員）ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

長時間にわたり御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前11時9分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

健康福祉委員会

委員長